

第五部

(六八)

第四回参議院法務委員会會議録第八号

昭和二十三年十二月十四日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○罰金等臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査のため議員派遣に関する件

午前十一時十分開会

○委員長(伊藤修善) ではこれより法務委員会を開会いたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案並びに檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案、両案を一括して議題に供します。前日に引続き質疑を継続いたします。

○大野幸一君 この報酬に関する両案において第二條以下を削つたのであります。衆議院におきまして、これは六月から十月までの分について予算の關係上できないというのを漏れ承わつておるのですが、一應勘かして置いて、予算がないからということでは甚だ不体裁のことであつて、甚だ好ましくないと思ひます。この点については、予算ができれば更にいつの時期においても支給するといふ考えがあるかどうか。いつまでも費

第五部 法務委員会會議録第八号

昭和二十三年十二月十四日

【参議院】

乏ばかりじゃなく。時には余裕のできるときがあるから、この点について勤勞の代償として、遅くとも貰つた方がいい、與えるべきであると思ひます。この点について放棄したのじやなく、予算のできる次第、いつにおいても支給するという政府の意思があるかどうかを今承わりたいと思ひます。

○政府委員(岡崎組一君) 只今大野委員のお尋ねに對してお答え申し上げます。案は只今御披露になりました修正の点は、政府みずから修正いたしましたのでございまして、その点につきまして政府の修正の理由を申し上げます。

すでに御存じのように第二國會におきまして政府職員給与、月收二千九百二十円の基準を三千七百九十一円の新らしい基準に改めまして、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律が制定されたのでございまして、それに伴ひまして認定官である最高裁判所の裁判官及び高等裁判所の長官及び認定官である検事総長、次長、検事及び検事長を除くその他の裁判官及び檢察官につきましては、昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律及び昭和二十三年六月以降の檢察官の俸給等に関する法律が制定されました。昭和二十三年六月以降の只今申しました裁判官及び檢察官につきましては、三千七百九十一円をベースにいたしました報酬及び俸給が定められたわけでございますが、認定官である最高裁判所裁判官及び高等裁判所

長官及び検事総長、次長、検事及び檢察官にきましては、三千七百九十一円を基準とする報酬並びに俸給は定められなかつた次第でございます。従ひましてこのたび提案いたしました政府の原案におきましては、只今申しました認定官である裁判官及び檢察官につきまして、六月に遡りまして十一月まで右三千七百九十一円を基準とする報酬及び俸給を支給する旨の規定を定めた次第でございます。それが本案のそれとて第二條の規定でございます。

ところが特別職であるところの政府公務員につきまして、今般新らしい俸給に関する法律を提案いたしました次第でございますが、その特別職の中で内閣総理大臣及び國務大臣、その他の認定官につきましては、いろいろ研究いたしました結果、六月にまで遡つて支給することを不適当と認めまして、これは十一月以降につきまして、このたびの新らしい政府職員の月收基準でありまして、五千三百三十円を基準といたしまして、その報酬月額を定めた次第でございます。そのので、この認定官たる内閣総理大臣及び國務大臣その他の認定官の給與の基準に従ひまして、第二條を削除することを適當と認めた次第でございます。従ひましてこれは数額から申しましては極く僅かな範囲でございます。勿論予算上その支給に堪えないという次第ではございません。で、別の観点から遡及して支給することを取止めることにいたしました次第でございます。將來改めてこれを支給

するといふことは、政府としては現在考へておらないところでございまして。○大野幸一君 不適当という言葉で説明されたのですが、不適当という言葉をもう少し何故不適当か、根拠がどこにあるのかを御説明願ひたい。○政府委員(岡崎組一君) ちよつと速記を御省略願ひたいと思ひます。○委員長(伊藤修善) 速記中止。

(速記中止)

○委員長(伊藤修善) 速記を始めて下さい。政府委員にお尋ねいたしましたのが、檢察官の俸給等に関する法律の第一條を改正する等の法律案のうち第一條の第九條について、檢察及び副檢察の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二條の規定にかかわらず、檢事にあつては二万四千円、副檢事にあつては一万四千八百円とすることができると。こういうふうに先の法律を改められたんですが、この第九條は御承知の通り、いろいろないきさつから参議院におきまして新たに設けた規定であります。その際いろいろな事情によつて本日に特別のものに限る、という趣旨からいたしまして、この法律の内容には漏つておりませんけれども、實質的には十一名というものに限つてこの特別な取扱ひをしないと、こういう趣旨から第九條が置かれておるのですが、それに便乗してこのたびの特別のものの中に副檢察が含まれて来たといふことはどういふ理由ですか。且つその副檢察の俸給を一万四千八百円と定められました理由、これは判事

の方にこれを比較すると、判事の相当なところに匹敵すると考えられますが、その理由と、二点伺ひたいと思ひます。

○政府委員(岡崎組一君) 第九條が定められました点につきましては、只今委員長の御指摘通りの理由によりまして改正前の九條は規定された次第でございます。このたび副檢察につきましても、特別のものに限りまして、一般副檢察の一号は一万三千二百円であるにも拘わらず、特に一万四千八百円とすることができざる旨を定めましたのは、副檢察任用の現状を見ますと、社会的な、或いは職業の性質におきまして、非常に廣い深い経験を持たれてゐる方を、副檢察に任用するのが適當であるといふ場合がしばしば存在するわけでございますが、如何にも一号の一万三千二百円ではお氣毒である、そういう人に対して多少優遇の道を講ずることが適當であるし、そういういたしますことによつて副檢察の任用をますます強化して、檢察の使命を達成するのに遺憾なきを期し得られるとかやうに考へまして、特別のものに限りまして、この範圍は極く限定されて少数と考へますが、一万四千八百円という特別な俸給を支給し得ることといたした次第でございます。でその特別の人とは申しますと、いろいろございまして、いづれその檢察の陣容のことにつきましては、檢察当局から御説明をお願いした方が適當かと思ひます。が、行政官或いは司法官で、非常に高

そのときに本場に特別の事情によつて十一名だけを救済するために設けた規則

やがて参りますので、人事課長から説明して頂きたいと思ひます。

せんの、更にそういう老練の副検事を遇するに特号の待遇を以てする方が

号の意味でないことはあなたも御承知の筈です。九條は当委員会において

○委員長(伊藤修君) でありますから九條の場合は、今のお説の通り、検事

の優秀な人を救済しよう、そして判事との権衡を保とう、こういうので立案されたものであつて、あなたの言われる後設の部分は將來の問題でありますから、これは普通に行われるべきと考えますから、これは別表に特号として設けるならば正しいか知りませんが、ここに持つて来られるということには不都合だと考えます。若しこのままでは法案を成立させる場合におきましては、副検事の場合の特号の取扱は、厳にこれを行われるようにお願いいたします。

○政府委員(佐藤隆佐君) その点はお説のように厳重に選考したいと思つております。

○大野幸一君 成程それは今、委員長の質問の通り、この特号を設けることは、この前、裁判官と検察官との間の意見の相違で非常に問題になつたのを、すでにお忘れになつてしまつておるので、今政府委員の答弁では、一政府委員は行政官から特別な人を任用する場合のように、特に考える、こう言ふかと思へば、後から来た一委員はいやこれは検事から優秀な人を選出する、と、こういうのであつて、これでは我々は何を聞いていいか分らない。そうすると、いや両方だと言ひ出す、こういうことでは我々委員会が何だか甚だ時間が迫つておるところを利用されるような感じを受けるのですが、嚴重にやると言ひましてもそれは駄目です。よつてこれは何人ぐらゐを予想するか、人数を述べて貰ひたい。無茶苦茶にここでやられては判事との権衡を保たれないで、予想がつきません。そんなことが決まらないでこの予算に伴うところの特号を設けることは、甚だ不都合だと思ふのです。それは答へられないのでしょうか。

○政府委員(佐藤隆佐君) 只今申し上げましたように、副検事の特号というのは、一号まで進んだもので更にその人の進むべき待遇の道を開くという趣旨であり、またその将来特号を以て遇するものが何人かということとは、今直ちに予想はできないのでありまして、それでは來年度の特号は何人あるか、というお尋ねであります。ならば、今のところ本年度特号は別に予想しておりません。

○委員長(伊藤修君) 今一つお尋ねいたしたいのですが、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案中、やはり簡易裁判所の裁判官の報酬は特別のものに限り二万円とするといふ趣旨の御規定がありまして、この二万円とするもの範圍及びその理由を一つお伺ひいたしたいのですが。

○政府委員(岡田晴一郎君) これは、現在簡易裁判所の判事に任用されておる方で、曾て大審院の部長クラス、或いは大審院判事をしていたような判事の方もござりまするので、その人達を遇するに、この簡易裁判所の判事の一号の俸給では少し低きに失するのではないかと、そういう特別の人に対する優遇として、当分の間二万円を支給するといふことにいたしました次第であります。で、今現にそういう裁判官が任命されておりますのみならず、將來におきましても、曾て大審院の部長或いは部長に準する程度の高い経験を持つた裁判官で、先般裁判所法の一部を改正する法律案の中で、停年を特に七十才に引上げて参りましたので、將來は裁判所の判事として退職をせられた方でも有能な方を迎へ得る余地が非常に開けたわけでございますので、この新しい十五條を設ける必要は十分存在すると考へておるわけでございます。その人の数につきましては、最高裁判所から説明員もお見えでございますので、その方から御説明をお願いしたいと思ひます。

○大野幸一君 ちよつとお伺ひいたします。先のことに關して、本年度は、特号を運用する者は予定してないといふくらいですから、來年度、再來年度、將來もそれに準するがごとく少数なるものと承わつて置いてよろしいですか、どうですか。

○政府委員(佐藤隆佐君) 副検事の制度を採用いたしましたからまだ年も経ちませんので、本年度は副検事のうちの特号を以て遇しなればならぬといふ程度のものではないのであります。けれども、明年以後になりますれば、現在の副検事が段々経験も積みまして、そういう一考を以ては足りない、特号を以て遇しなればならぬといふような事情になるかと存じます。併しなから一号になつたものは当然全部特号になるというわけではありませんが、その点は先般委員長からの御注意もございまして、一考のうちで優秀なものを厳選しまして、特号の待遇をしたと考へておりますので、從つてその数は極く少数であらうといふことが予想されるのであります。

○説明員(五島上堅重君) お答へいたします。この十五條の簡易裁判所の判事の規定を設けたのは、実は裁判所の考へといひましては、從來簡易裁判所の判事の給與が少し低かつたがために、簡易裁判所の判事としての適任者を得るのに非常に困難をいたしまして

て、現在でもまだ六十八名ぐらゐの欠員があるのです。これをどうしても簡易裁判所の判事の欠員を埋めるのには、退職司法官、停年で退職されたり或いは控訴院長を辞められたり、或いは大審院の部長や大審院の判事を辞められた人で、まだ年は七十才未満で有能な方が相当派山ある、こういう人々を裁判所の方にお迎えして、直接民衆に接する簡易裁判所というものを立派にして行きたい、こういう考へから実はこういう人々を迎へるために二万円程度の特号を作りたいということを政府の方に申入れたのであります。

ところがその点は承諾を得たのであります。簡易法文を作るときになつて、大蔵省方面からどうしてもこの十五條のような法文がなければいけないう、こういうわけで十五條ができたのであります。從つて檢察官の俸給に關する九條の本院で定められた趣旨とは少しく異なるのであります。當分の間」といふことは入つていますけれども、これはやがて特号というやうな名前を以て、結局將來相當長く実施されるつもりでおるのであります。從つて大体この数については將來何名と制限して考へてはいないものであります。現在のところでは検事長から簡易裁判所に判事になられた方が一人、それから大審院の部長若しくは大審院の判事からなられたのが、ちよつとはつきりした数は分りませんが数名でございます。その他所長をされて辞められた人とか或いは元控訴院の判事をして辞められた方が簡易裁判所に來られたのがあります。それから弁護士をされた方で、相當年を取られてすでに功成り名を遂げられて、尙民衆のために働こうとい

う人が、この特別の二万円を設けることによつて相當迎へられることができればいいかといふ希望を持つております。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑はありますか……では質疑はこれを終局することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) 両案とも質疑はこれを終局いたします。両案に対して討論を省略いたしまして、直ちに採決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) ではさう決定いたします。先ず裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案について御賛成の方の御起立をお願いします。

「総員起立」

○委員長(伊藤修君) 全会一致原案通り可決するものと決定いたします。

次に檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案、これを問題に供します。本案に賛成の方の御起立をお願いします。

「総員起立」

○委員長(伊藤修君) 全会一致原案通り可決すべきものと決定いたします。

同案についての委員長の本会議における口頭報告の内容については、予め御一任願つておきます。尙多数意見者の署名を願ひます。

多数意見者署名

遠山 丙市 齋 武雄
大野 幸一 岩木 哲夫
宮城タマヨ 深川タマエ
星野 芳樹 來島 琢道
鈴木 安孝 岡部 常

第五部 法務委員会會議第八号 昭和二十三年十二月十四日 【參議院】

314

○委員(伊藤修) 罰金等臨時措置法案を議題に供します。……七條の第一項は不均衡に思いますが、これについて政府側より説明を……

○政府委員(野村新一) 七條の第一項であります、刑事訴訟法第六十條第三項と申すのは、被告人を勾留する規定であります、五百円以下の罰金、勾留又は科料については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り勾留することができ、……百九十九條第一項、これも同じような趣旨の規定でありまして、被疑者を逮捕状によつて逮捕する場合の規定であります。五百円以下の罰金、勾留又は科料に當る者については、住所が定つていない場合、又正当な理由なく出頭のために應じない場合に限りて裁判官のあらかじめ發する逮捕状によつて逮捕することができ、……一種の規定であります。それから二百七條、これも同種規定でありまして、現行犯に関するものであります。即ち、五百円以下の罰金、勾留又は科料に當る罪の現行犯については犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合、又は犯人が逃亡する虞がある場合に限り、現行法の規定を適用するといふ一種の規定であります。この五百円以下の罰金と申すのは、現行刑事訴訟法の、一月一日から改正になる前の現在行われている刑事訴訟法におきましても、五百円といふことになつておりますが、これは現在の刑事訴訟法ができたのは大正十一年頃でありまして、大体現在の刑法の罰金体系を頭において五百円といふように定められていたものと思ふ次第であります。新刑事訴訟法を立案する際におき

ましても、この五百円以下といふことをどうしようといふことを種々考へてみましたが、やはり刑法の罰金体系がまだ動いておらず、特別法などにおきましては、いろいろ高い罰金もできておりますが、やはり一應この際刑法の罰金の額を基準にして考へて行つたらどうかといふことで、新刑事訴訟法におきまして一應五百円以下としておつたわけでありまして、ところがこの罰金等臨時措置法によりまして、刑法の方は五十倍になつた次第であります。それでこれをそのままにしておきますと、少くとも刑法の罪で、今までは勾留や逮捕されなかつたような者も、勾留や逮捕されるようになつて不都合でありますので、少くとも刑法の罪につきましては、今までと同じように取扱つたら、どうかといふので刑法並びにそれと同じように上の方が多額が五十倍になりました。第三條に掲げる罪につきましては一律に五十倍として二万五千円以下の罰金といふことになつた次第であります。併しその他の罪につきまして、即ち多額の變らない罪につきましてはどうであらうか。これも一律に刑法の場合と同じように五十倍にしたらどうかといふ議論も一應あつたわけではあります。いろいろ關係方面に折衝の際におきまして、それはそこまで上げる必要はない。この点は大体第四條で、罰金の低い方が、二千円以下の罰金といふのが多額の低いものになつたのであるから、それはそこで止めた方が至当であらうといふような議論が非常に有力になりまして、この点はさういふようにいたしました次第であります。

○大野幸一君 今の委員長の聴かれたものもそこだろうと思ふのですが、執行猶予の方は、この間作つた法律、それが五千円が五万円になつて十倍になつた。やはりこの間作つた刑事訴訟法の、今度國民の権利の方からいつて、勾留逮捕状といふところの五百円を二千円、これは四倍で均衡がとれないといふことを聴かれたと思ふのですが、その点が一口に關係方面で賛成しないと言われるが、どういふ意味か、私の申上げるのは義務を規定するときは五万円以下でなければ執行猶予ができな。國民に対しては義務を多くした。今度は引つ括する場合、或いは勾留するやうな場合に二千円、これは四倍、こゝういふ点の權衡、こゝういふ点を關係方面でさういふことであつた方は説明されたのか。一口に關係方面と言わないで、合理的に説明されたい。

○政府委員(野村新一) 今の御質問ですが、執行猶予の方は十倍にして置きなから、他の方は五十倍或いは四倍等であつて、その間が不均衡ではないかといふ御趣旨を拜承いたしますが、この第六條の執行猶予の方はいろいろの罪を勘案しまして最後に宣告する場合の刑が考へられるわけでありまして、それで五千円以下といふことになりまして、ところが七條の方は、これは法定刑で宣告刑でない。法定刑を頭に置いておりますので、その間差別を設けるに至つた次第でございます。七條の一項の問題であります。七條の一項の問題を止めて下さい。

○委員(伊藤修) 速記を始めて下さい。他に御質疑ありませんでか。

(質疑は打ち切りにして下さい)と呼ぶ者あり)

○委員(伊藤修) では質疑は終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員(伊藤修) 直ちに討論に入ります。岡部君。

○岡部君 貨幣價值の変動に対しては罰金額が過少であるといふことは常に唱へられておりましたところで、本委員会においても夙にそのことが論ぜられたのであります。本委員も昨年の自由刑と比較してもその間に權衡の失しておることを指摘しておいたものであります。本改正を見るに至りましたのも実はさういふところから來ておると思ひまして、その点は賛成であります。併し或る意味においてすでに述べたところからいふべきことは大變結構であります。今までの当委員会における各委員の發言によりまして、いろいろの点について欠点がないとは申せないものであります。尙更に今後においてこれは臨時措置法となつておりますから、そのとき々に應じて變更せられる意思も無論あらうと思ひますが、大いに研究と検討を重ねられまして、次の会期等におきまして適當なる措置を講ぜられるように希望して賛成をいたして置きたいと思ひます。

○星野芳樹君 労働者農民党を含む無所属懇談会を代表してちよつとこの法案について意見を言つて置きますが、經濟界の変動、貨幣價值の變化に伴つて罰金額を大幅に上げるといふことは當然の措置であつて、今回これが行

われることは當然であります。何分法案の内容を見ると互いに相矛盾しておる所もあり、均衡を失しておる所もあり、我々としては緊急措置としてこれを賛成いたしますが、かかる杜撰な法案をそのまま長く残されては、國會の体面にもかかわるので、次國會においては精密にこの矛盾した点を補正した法案を直ちに上程するように要望して賛成するものであります。

○岩本哲夫君 民主党を代表しまして申し上げたいと思ひます。只今西委員より御意見がありました通り、暫定的措置とは考へられますが、その罰金科料刑罰の經濟事情に伴う上昇率等につきましては、相当矛盾があるように考へられるのであります。殊に体科料罰金等の刑罰も、相對的な關係から見ましても幾多の矛盾も感ぜられましようし、旧刑法の制定された當時と今日におきます經濟事情のみでない、社會事情等におきましても、相當の變化があります。こゝうした点から見ましても、今回の罰金科料刑罰の暫定的措置と雖も、かような措置につきましては、相當疑問を持つており、當然修正さるべきものであると思ひわけでありま。が併し現下の經濟事情や諸般の事態からこれを引上げ改正することの趣旨は我々におきましても賛成の意を表するものであります。近き將來に當然補正改正されんことを要望いたします。原案に賛成する者であります。

○大野幸一君 私は日本社會党を代表しまして賛成の意を表する者であります。刑法上罰金といふことは刑罰に相當するものであつて、これは慎重審議我々の委員会で審議しなければならぬものであります。併しながら前の委

められているものと思ふ次第であります。新刑事訴訟法を立案する際におき

した次第であります。

○大野幸一君 今の委員長の聴かれた

さい。他に御質疑ありませんでつか。

は当然の措置であつて、今回これが行

いものであります。併しながら前の委

員の御発言にもあつた通り、この必要
性を認めつつこの法案に対して不満を
持つていたというのは、内容の充実、
深切さを欠いていたという点でありま
して、そういう意味で一時はこの委員
会においても可決することの空気が甚
だ困難であつたようであります。幸
いに法務政務次官の御斡旋によりまし
て全会一致で今度可決されるようにな
つたのであります。それには條件が
あります。どうか皆さんから述べられ
た條件を急速に充たして頂くことを希
望いたしまして、賛成の意を表する者
であります。

○遠山内市君 民自党を代表いたしま
して、賛成の意を表する者であります
が、この物價の騰貴は何も昨日今日急
に始まつたことではない。而も相当期
間が経過して、ここに何十倍というも
のを取り上げて、この法案を提出する
に当りまして、余程政府は私は今ま
で長い間意慢の誤りだけは免れないも
のであると考へておるのであります。
こういう法律の改正のうちにおいて特
に懲役刑とか禁錮刑というようにな
るが、とかく金の面、いわゆる罰金と
いうようなことになりますると、とか
く軽く取扱う虞れがあるのでありま
す。誠に私は遺憾であります。いづれ
にいたしまして、懲役、禁錮、罰金を
通じまして、基本人權に誠に重大なる
影響があるものとお考へるのであり
ます。今度この立案をせられますに
当りまして、恐らく急に、聊か慌て
て立案されたのではないかと見られる
節もあり、而も本委員会に御提出にな
つて誠に短い期間で、おいそれこれ
片付けろというようなことは、誠に委

員会といつたしましても迷惑至極に考へ
しおるのであります。昨日かなんかも
ちよつと話が出たようであります。予
算案の伴わないところの法律案
は、而も本委員会等にかかつて来るも
の等は、まあ大部分、殆んど全部とい
つてよろしいが、衆議院先議という形
で行つておる。これは予算の伴なつて
おるものであります。止むを得ぬこと
であります。が我々も相当勉強もし検
討も續けて行く上においては、予算の
件つておりません法律案というもの
は、相当量こちらの方にも先に廻して
頂いて、十分研究をさして頂くとい
うことが政府の取るべき措置であらう
と考へておるのであります。いづれに
いたしまして、相当議論がありまし
たように、その内容はよく検討いたし
すれば不完備、不整備の点が多々ある
といふことは争ひのないことである
と思ふのであります。先程來各委員から
お述べになつたように、次回國會あた
りには十分に御整備を願ひまして、納
得の行くような時間を與へ、そうし
て、検討を續けて整備せられるよう
なことを申し上げて、賛成をいたしま
す。

○國務大臣(福田俊吉君) 各委員方の
御意見の趣はよく拜承いたしました。
一々御尤もの御意見と存じますので、
近き將來におきまして必ず御要望に副
いますよう善処いたしたいと考へてお
ります。

○委員長(伊藤修君) では討論はこれ
を終結することに御異議ございませ
んか。

○委員長(伊藤修君) 委員方から
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(伊藤修君) では検討を終結
いたしまして直ちに採決に入ります。

○委員長(伊藤修君) 全会一致、原案
通り可決すべきものと決定いたしま
す。尙本會議における委員長の口頭報
告の内容については予め御了承を願
つておきます。

○委員長(伊藤修君) 多数の意見者の
御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

遠山 内市 齋 武雄
大野 幸一 宮城タマヨ
星野 芳樹 岩木 哲夫
深川タマエ 松村眞一郎
鈴木 安孝 岡部 常

○委員長(伊藤修君) 向この際お諮り
いたしたいと存じますが、檢察及び裁
判の運営に関する調査のために、各班
に分けて調査に議員を派遣いたしたい
と存じます。その派遣地及び各班の員
数、日数等は委員長に一任願ひまして
本件を御承認願ふことに御異議ござい
ませんか。

○委員長(伊藤修君) 向この際お諮り
いたしたいと存じますが、檢察及び裁
判の運営に関する調査のために、各班
に分けて調査に議員を派遣いたしたい
と存じます。その派遣地及び各班の員
数、日数等は委員長に一任願ひまして
本件を御承認願ふことに御異議ござい
ませんか。

○委員長(伊藤修君) それではさよう
に決定いたします。これを以て散会い
たします。

午後零時二十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 岡部 常君
宮城タマヨ君
委員 大野 幸一君
齋 武雄君
鈴木 安孝君

十二月十三日本委員会は左の事件を付
託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律の
一部を改正する等の法律案(予備
審査のための付託は十二月九日)
一、檢察官の俸給等に関する法律の
一部を改正する等の法律案(予備
審査のための付託は十二月九日)

政府委員
法務政務次官 銀治 良作君
檢察長官 木内 曾益君
法務廳事務官
(總務課長) 野木 新一君
(調査課長) 岡咲 恕一君
(第一局長) 佐藤 藤佐君
法務行政長官 五鬼上堅磐君
説明員
最高裁判所
事務次長

國務大臣 遠山 内市君
國務大臣 植田 俊吉君
國務大臣 岩木 哲夫君
國務大臣 深川タマエ君
國務大臣 來馬 孫長君
國務大臣 松村眞一郎君
國務大臣 星野 芳樹君

昭和二十四年一月十三日印刷

昭和二十四年一月十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局